

東京高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号 国家賠償請求控訴事件

国側当事者・国

平成27年6月17日棄却・上告

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成27年1月13日判決、本資料265号－1・順号12584）

判	決
控訴人	甲
被控訴人	国
代表者法務大臣	上川 陽子
指定代理人	安實 涼子
同	中澤 直人
同	高橋 富士子
同	安藤 和信
同	森 光明
同	岩間 真希

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、140万4487円を支払え。

第2 事案の概要等

- 1 本件は、被控訴人の公権力の行使に当たる公務員が控訴人に対し故意又は過失により違法に過大な課税処分をした上、控訴人が提起した抗告訴訟等において、裁判官が法律上の根拠や関連法令の精査検討をすることなく誤った判断をしたことを理由に、控訴人が被控訴人に対し国家賠償法に基づき損害賠償を請求した事案である。

原判決が控訴人の請求を棄却したため、控訴人が控訴した。

- 2 前提事実、次のとおり補正するほか、原判決（更正決定後のもの。以下、同じ。）「事実及び理由」中の第2の2記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決3頁2行目の「第●●号」の次に「、控訴人が同事件において違法・無効であると主張した処分は、平成16年分ないし平成18年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成19年分の所得税の更正処分であった。」を加える。

- 3 当事者の主張は原判決「事実及び理由」中の第3記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」中の第４の１及び２記載のとおりであるから、これを引用する。

- １ 原判決８頁１０行目の「平成１８年分」を「平成１９年分」に改める。
- ２ 原判決８頁２３行目末尾の後に次のとおり加える。

「３ 請求の成否

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がない。」

第４ 結論

よって、控訴人の請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第１１民事部

裁判長裁判官 瀧澤 泉

裁判官 中平 健

裁判官 松田 典浩